主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人組村真平の上告趣意は、量刑不当の主張であって、刑訴法四〇五条の上告 理由に当たらない。

なお、所論にかんがみ、職権により検討する。原判決の認定によれば、被告人A は、ソ連警備艇及び海上保安庁の巡視艇の出動状況等を探知し、その追尾を高速で 振り切るために船体に無線機、レーダー及び高出力の船外機等を、装備した特攻船 と呼ばれる本件各漁船二隻を使用し、共犯者らを乗り組ませるなどして、固定式刺 し綱により花咲がに等を採捕し、不法にかに固定式刺し網漁業を営んだものである というのであるから、北海道海面漁業調整規則五五条二項本文により右各船舶船体、 無線機レーダー及び船外機等をその所有者である同被告人から没収することは、所 論の指摘する右船舶船体等の転用可能性及び価額等を考慮しても、相当であるとい うべきである。そうすると、これと同旨の原判決の判断は正当である。

よって、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成二年六月二八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	四ッ	谷			巖
	裁判官	角	田	禮	次	郎
	裁判官	大	内	恒		夫
	裁判官	大	堀	誠		_
	裁判官	橋	元	四	郎	平